

11月は「秋のこどもまんなか月間」です

こども家庭庁は、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、その取り組みの一つとして児童虐待防止のための啓発活動を行っています。

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送れるように、子育て中の親子を見守り、支え合う地域にしていきたいと思います。

子育て中は、育児疲れや子育てへの不安などからストレスを抱えやすくなります。しかし、子どもの権利を侵害することは親であっても許されません。体罰は子どもの発達や成長に影響を与え、それは大人になるまで悪影響を及ぼします。

相談窓口へお気軽にご相談ください。子育ての工夫について一緒に考えましょう。

相談窓口などの名称	連絡先など
中井町こども家庭センター 「なかいネウボラ」	電話 0465-81-5548(福祉課) 0465-81-5546(健康課) 受付 土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時から16時まで
子ども家庭110番	電話 0466-84-7000 受付 毎日9時から20時まで
24時間子どもSOSダイヤル	電話 0120-0-78310 0466-81-8111 受付 24時間365日
児童相談所虐待対応ダイヤル	電話 189 受付 24時間365日
かながわ子ども家庭110番相談LINE	受付 日曜日、年末年始を除く9時から21時まで 以下から友だち登録ができます。 LINEアプリから ID【@kana_kodomo110】 を検索して追加 

問合せ

福祉課 ☎(81)5548

こども基本法

こども基本法は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

全ての子どもが持っている権利と国や全ての人の義務と責任を定めた国際的な約束です。

子どもの権利条約 4つの原則

○差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

○子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと何か」を第一に考えます。

○生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。

○子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。